

広島県告示第二百九十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

尾道市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和四年六月六日	午後一時～午後四時	尾道市農協東生口出張所
令和四年六月七日	午前九時～午後四時	尾道市役所瀬戸田支所
令和四年六月八日	午前九時～午後〇時	重井公民館
	午後一時～午後四時	三庄公民館
令和四年六月九日	午前九時～午後〇時	尾道市役所浦崎支所
令和四年六月一三日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	ベイトウン尾道冷凍倉庫
令和四年六月一四日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	ベイトウン尾道冷凍倉庫
令和四年六月一五日	午前十一時～午後四時	因島市民会館
令和四年六月一六日	午前九時～午後二時三〇分	尾道市農協栗原支店
令和四年六月二〇日	午前一〇時三〇分～午後四時	西御所県営上屋三号
令和四年六月二一日	午前九時～午前一〇時	尾道市農協百島出張所
	午前十一時三〇分～午後二時	尾道市役所旧向東支所
令和四年六月二二日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	おのみち歴史博物館南隣地
令和四年六月二三日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	おのみち歴史博物館南隣地

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和四年六月六日～ 令和五年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会